

上天草市産後ケア事業

上天草市では、出産後、「自宅に帰っても子育てできるか心配」「授乳がうまくいかない」「赤ちゃんのお世話の仕方がわからない」など支援が必要な人を対象に安心して子育てができるように助産師などのサポートによる『産後ケア事業』を実施します。産後、育児の困りごとがあれば、ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

利用できる人

- 上天草市に住民票があり、出産後に心身の不調や育児不安がある出産後1年未満のお母さんと赤ちゃん。
- ※利用の際には、事前に上天草市に申請が必要です。保健師による面談があります。

利用内容(回数、料金およびケア内容)

- 出産後のお母さんの心とからだのケア
- 沐浴や授乳などの育児ケア
- 育児での困りごとの相談



	宿泊型	通所型	訪問型
利用上限日数・回数	6泊7日	合わせて5回まで	
利用料金	5,000円(1泊2日)	1,000円/回	1,000円/回
内容	医療機関への宿泊	医療機関・助産所への通所	助産所からの訪問

- ※非課税世帯の人や生活保護を受給している場合は、利用料の減免制度があります。
- ※利用当日のキャンセルについては、委託料を含めた全額自己負担になりますのでご注意ください。
- ※キャンセルの連絡は前日までにお願いします
- ※食事代は実費になります。

利用できる医療機関・助産所

※上天草市が委託している医療機関・助産所です。

名称	所在地	電話番号	提供できるサービス		
			宿泊型	通所型	訪問型
上天草総合病院	上天草市龍ヶ岳町高戸 1419-19	0969-62-1122		●	
天草中央総合病院	天草市東町 101	0969-22-0011	●	●	
本原クリニック	天草市古川町 10-25	0969-24-1175	●	●	
田山産科婦人科医院	宇土市入地町 161-2	0964-22-5522	●※	●	
天草さくら助産院	天草市川原新町 69	080-1724-6205		●	●
喫茶子助産院	天草市亀場町亀川 1816-5	080-5189-0969	●	●	●

※ 田山産科婦人科医院の宿泊型は出産後4か月未満が対象です。

利用までの流れ

相 談 ・ 申 請	『上天草市産後ケア事業利用申請書』の提出 【持ってくるもの】母子健康手帳
-----------	---



ご利用にあたって、保健師がお話を伺います。
育児状況や産後の支援状況を審査したうえで利用の決定がされます。

利 用 決 定	『上天草市産後ケア事業利用承認通知書』が届きます。 利用決定された医療機関または助産所に自分で連絡し、予約を取っていただきます。
---------	---



利 用	予約した医療機関・助産所で、必要なケアを受けていただきます。 訪問が決定した方には、助産師が自宅に伺い必要なケアを提供します。 利用料は直接医療機関または助産所にお支払いください。
-----	--

ご利用については、利用希望の前に申請書を提出してください。利用申請書は、各庁舎の申請窓口に設置、または上天草市ホームページからダウンロードできます。詳細については下記までお問い合わせください。

<各庁舎の申請窓口>

大矢野庁舎大矢野窓口センター、松島庁舎健康づくり推進課、姫戸統括支所、龍ヶ岳統括支所
(上天草市保健センター)

<問合せ先>

健康づくり推進課（母子保健係）
(電話) 0969-28-3376
0969-28-3377
(携帯) 080-2480-8872 (SMS対応)

